

## 説明内容と質疑のポイント

説明会の中で特に質問が多かったものについて、お知らせするものです。

### 【土地区画整理事業と防災集団移転促進事業の関係について】

- 蒲生北部地区における区画整理事業は、防災集団移転後に残った事業所用地の利活用を図るため、土地の整理集約や都市基盤の再整備を行っていくものです。

防災集団移転事業で全ての土地を売却なさる方は、区画整理事業の地権者ではなくなるため、土地の売却後は、区画整理事業に参加しないこととなります。

### 【買取りについて】

- 区画整理事業実施の発表によって、土地の買取り価格の目安は、これまで示した価格から大きく変わることはないと考えております。

また、区画整理事業では、土地を買取ることはないため、買取りを希望する方は、防災集団移転事業での買取りとなります。

### 【建築制限について】

- 被災市街地復興推進地域の指定により、建築行為等には許可が必要となり、一定以上の建築行為等には制限がかかります。

なお、居住については、区画整理事業の実施の有無に関わらず、災害危険区域に指定されているため、住宅の建築は出来ません。また、今後も災害危険区域の指定は継続されるため、住宅の建築はできません。

### 【居住について】

- 現在ある住居については、安全性を考えれば、防災集団移転事業により移転してもらいたいと考えています。

また、区画整理事業において移転対象物件となれば、移転していただくこととなります。その場合、地区内に住宅を建築することが出来ないため、地区外に移転先を確保してもらう必要があります。